

## 第21 非常コンセント設備

### 1 設置位置等

階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室の付室内に設けるものとし、これにより難い場合は消防活動上有効な位置（階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段室の付室から5m以内の場所★）に設置すること。

### 2 電源の供給容量

非常コンセントの電気の供給容量（非常電源の容量算定にあっても同様とする。）については、単相交流100V、15A以上の容量とすること。

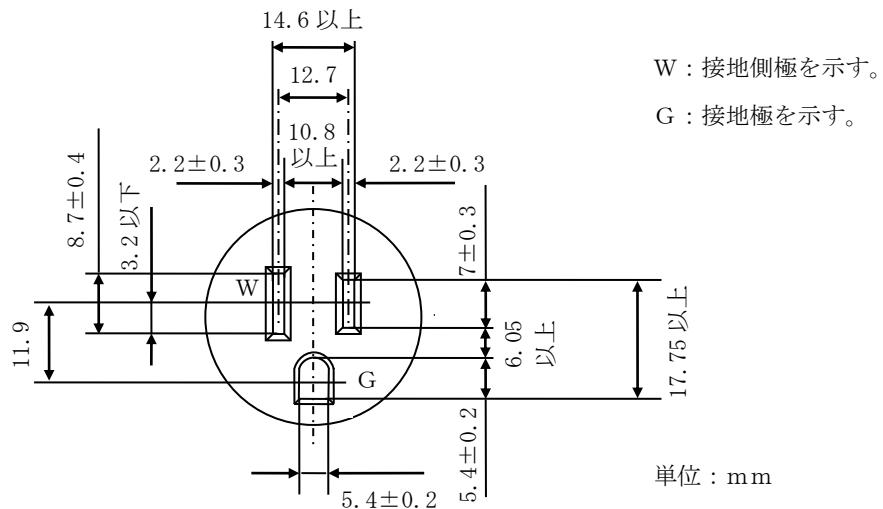
同一階に非常コンセント設備の保護箱を2個以上設置する場合は、2系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とすること。

なお、1系統につき保護箱は、10個以内とすること。

### 3 非常コンセント

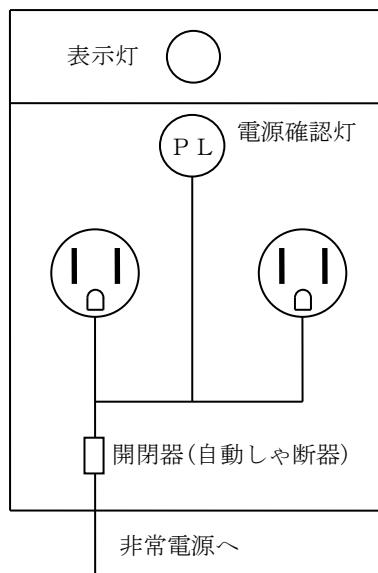
非常コンセントは、次によること。

- (1) プラグ受けはJIS C 8303の接地形2極コンセント（JIS C 8303：2極接地極付差込接続器に限る。以下この項において同じ。）のうち、定格が125V、15Aに適合するもので、極数及び極配置は、第21-1図によること。
- (2) 保護箱内には、前(1)のプラグ受けを2個設けること（第21-2図参照）。★



第21-1図

## 保 護 箱



第 21-2 図

### 4 接地

前3のプラグ受けの接地極には、D種接地工事を施すこと。

### 5 保護箱★

保護箱は、次によること。

- (1) 保護箱は、埋め込み式とし、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (2) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設け、かつ、内部には、差し込みプラグの離脱を防止するためのフック等を設けること。
- (3) 保護箱には、D種接地工事を施すこと。

### 6 電源及び配線

電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。
- (2) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨を赤色の文字で表示すること。
- (3) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (4) 非常コンセントのプラグ受けは、前(3)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (5) 前(3)の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。

### 7 幹線容量

幹線は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。

## 8 非常電源回路の配線

- (1) 省令第31条の2第8号に定める非常電源回路の配線は、第2「非常電源」の基準により設けること。
- (2) 非常電源の配線用遮断器は、保護箱の配線用遮断器より先に遮断しないものとすること。

## 9 表示等★

表示は、次によること。

- (1) 保護箱には、施行規程別表に定めるところにより「非常コンセント」と表示すること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第1「屋内消火栓設備」7を準用すること。
- (3) 灯火の回路の配線は、第2「非常電源」の基準によるほか、前6(3)配線用遮断器の電源側から分岐すること。

## 10 総合操作盤

総合操作盤は、省令第31条の2第10号の規定によること。

また、電源断の状態表示については、非常コンセント設備の幹線系統が2系統以上の場合、幹線ごとに監視できるよう、検出回路を設置すること。★

## 11 消火栓箱等と保護箱との接続★

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、第1「屋内消火栓設備」7に定める赤色の灯火と兼用することができること。